

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年9月30日

【会社名】 株式会社ジャパンディスプレイ

【英訳名】 Japan Display Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 菊岡 稔

【本店の所在の場所】 東京都港区西新橋三丁目7番1号

【電話番号】 03-6732-8100(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 事業開発統括部長 大河内 聡人

【最寄りの連絡場所】 東京都港区西新橋三丁目7番1号

【電話番号】 03-6732-8100(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 事業開発統括部長 大河内 聡人

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【提出理由】

当社は、株式会社ジャパンディスプレイA種優先株式(以下「A種優先株式」といいます。)の発行に関し、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき、2019年8月28日に臨時報告書(以下「本臨時報告書」といいます。)を提出しておりますが、2019年9月27日に開催した当社臨時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)において、A種優先株式の発行に関連する議案及びA種優先株式発行のための定款の一部変更に係る議案の承認が得られたことから、これらに関する事項を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項により準用される同法第7条第1項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

(14) 第三者割当の場合の特記事項

発行条件に関する事項

(a) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

大規模な第三者割当の必要性

b. 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

(15) その他

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

(14) 第三者割当の場合の特記事項

発行条件に関する事項

(a) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

(訂正前)

< 前略 >

しかしながら、A種優先株式には客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な考え方があり得ることから、会社法上、A種優先株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないため、念のため、会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会での特別決議による承認を得ることを条件としてA種優先株式を発行することといたしました。

(訂正後)

< 前略 >

しかしながら、A種優先株式には客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な考え方があり得ることから、会社法上、A種優先株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないため、念のため、会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会での特別決議による承認を得ることを条件としてA種優先株式を発行することといたしました。その後、当社は、2019年9月27日に開催した本株主総会において、本優先株式第三者割当によるA種優先株式の発行について、特別決議による承認をいただきました。なお、本優先株式第三者割当はスポンサー第三者割当が実行されること等を条件としているところ、当社は、2019年9月26日付で、スポンサーの出資予定者となるファンド(以下「Harvest Tech Overseas Fund」といいます。)を組成することを予定していたHarvest Tech Investment Management Co., Ltd.(以下「Harvest Tech」といいます。)より、同社とスポンサーとの間で当社のガバナンスに対する考え方における重要な見解の不一致が生じたことを理由として、Harvest Tech Overseas Fundがスポンサーの出資予定者から離脱する旨の通知を受領いたしました。当社といたしましては、スポンサーとの間で2019年8月7日付で締結した「AMENDED AND RESTATED CAPITAL AND BUSINESS ALLIANCE AGREEMENT」に基づきスポンサー第三者割当を実行すべく、Harvest Tech Overseas Fundからスポンサーが出資を得られるよう、スポンサー及びHarvest Techと引き続き協議及び交渉を行ってまいります。

大規模な第三者割当の必要性

b. 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

(訂正前)

本優先株式第三者割当に伴う希薄化率は25%以上になることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続が必要となります。

そこで、当社は、本株主総会において、特別決議をもって本優先株式第三者割当について株主の皆様の意思確認手続を行う予定です。

<後略>

(訂正後)

本優先株式第三者割当に伴う希薄化率は25%以上になることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続が必要となります。

そこで、当社は、本株主総会において、特別決議をもって本優先株式第三者割当について株主の皆様の意思確認手続を行いました。なお、本優先株式第三者割当はスポンサー第三者割当が実行されること等を条件としているところ、当社は、2019年9月26日付で、Harvest Tech Overseas Fundを組成することを予定していたHarvest Techより、同社とスポンサーとの間で当社のガバナンスに対する考え方における重要な見解の不一致が生じたことを理由として、Harvest Tech Overseas Fundがスポンサーの出資予定者から離脱する旨の通知を受領いたしました。当社といたしましては、スポンサーとの間で2019年8月7日付で締結した「AMENDED AND RESTATED CAPITAL AND BUSINESS ALLIANCE AGREEMENT」に基づきスポンサー第三者割当を実行すべく、Harvest Tech Overseas Fundからスポンサーが出資を得られるよう、スポンサー及びHarvest Techと引き続き協議及び交渉を行ってまいります。

<後略>

(15) その他

(訂正前)

<前略>

b. A種優先株式の発行は、スポンサー第三者割当が実行されること、本株主総会におけるA種優先株式の発行に関連する議案及びA種優先株式発行のための定款の一部変更に係る議案の承認等が得られること等を条件としています。

(訂正後)

<前略>

b. A種優先株式の発行は、スポンサー第三者割当が実行されること、本株主総会におけるA種優先株式の発行に関連する議案及びA種優先株式発行のための定款の一部変更に係る議案の承認等が得られること等を条件としています。その後、当社は、本株主総会において、A種優先株式の発行に関連する議案及びA種優先株式発行のための定款の一部変更に係る議案について、特別決議による承認をいただきました。なお、本優先株式第三者割当はスポンサー第三者割当が実行されること等を条件としているところ、当社は、2019年9月26日付で、Harvest Tech Overseas Fundを組成することを予定していたHarvest Techより、同社とスポンサーとの間で当社のガバナンスに対する考え方における重要な見解の不一致が生じたことを理由として、Harvest Tech Overseas Fundがスポンサーの出資予定者から離脱する旨の通知を受領いたしました。当社といたしましては、スポンサーとの間で2019年8月7日付で締結した「AMENDED AND RESTATED CAPITAL AND BUSINESS ALLIANCE AGREEMENT」に基づきスポンサー第三者割当を実行すべく、Harvest Tech Overseas Fundからスポンサーが出資を得られるよう、スポンサー及びHarvest Techと引き続き協議及び交渉を行ってまいります。

以上